

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和3年7月8日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を必要としたもの 10件

厚生年金保険関係 10件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100007号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100010号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和34年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年12月29日

私が所持している賞与明細書によると、A社から請求期間に賞与が支払われており、当該賞与に係る保険料が控除されていることが確認できるが、当該賞与に係る年金記録が無い。請求期間の賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間の賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社の同僚から提出された同社の名称が記載されている請求期間の賞与明細書及び預金通帳により、請求者は請求期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された請求

期間の賞与明細書により確認できる賞与額又は保険料控除額から 30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から回答を得られなかったものの、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、同社の実質的な経営陣の代表者は、請求期間の賞与を支給していない旨陳述している上、オンライン記録によると、請求期間において同社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、過去に年金記録の訂正請求を行い請求期間の標準賞与額に係る年金記録が回復した者以外の者は、請求期間に係る賞与の記録が確認できない。また、日本年金機構B広域事務センターは、同機構が管理する年金業務システムにおいて平成 29 年 7 月以降に届出された各種届出書の経過管理状況を把握できるところ、請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届及び同総括表については事業主から届出された事実は確認できない旨回答していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100008号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100011号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を15万6,000円及び請求期間②の標準賞与額を19万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和37年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年8月6日

② 平成27年12月28日

私が所持している賞与明細書によると、A社から請求期間①及び②に賞与が支払われており、当該賞与に係る保険料が控除されていることが確認できるが、当該賞与に係る年金記録が無い。請求期間①及び②の賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①及び②の賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の名称が記載されている請求期間①及び②の賞与明細書及び預金通帳並びに支払者が同社である平成27年分給与所得の源泉徴収票並びに同社の同僚から提出された同社の名称が記載されている請求期間①及び②の賞与明細書及び預貯金通帳並びにB市から提出された平成28年度(平成27年分)の給与支払報告書により、請求者は請求期間①及び②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、請求者から提出された請求期間①及び②の賞与明細書により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は15万6,000円及び請求期間②は19万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から回答を得られなかったものの、過去に年金記録の訂正請求を行った者の調査において、同社の実質的な経営陣の代表者は、請求期間①及び②の賞与を支給していない旨陳述している上、オンライン記録によると、請求期間①又は②において同社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、過去に年金記録の訂正請求を行い請求期間①及び②の標準賞与額に係る年金記録が回復した者以外の者は、請求期間①及び②に係る賞与の記録が確認できないことから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100009号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100012号

第1 結論

- 1 請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成24年12月10日、標準賞与額を11万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成26年8月15日、標準賞与額を11万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑦について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年12月20日、標準賞与額を19万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間②、④及び⑦の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②、④及び⑦の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成24年8月15日、標準賞与額を14万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成25年12月15日、標準賞与額を14万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成28年12月10日、標準賞与額を24万円に訂正することが必要である。

請求期間⑥について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年8月10日、標準賞与額を14万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間①、③、⑤及び⑥の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①、③、⑤及び⑥の標準賞与額に基づく保険料(訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年 8 月
② 平成24年12月
③ 平成25年12月
④ 平成26年 8 月
⑤ 平成28年12月
⑥ 平成29年 8 月
⑦ 平成29年12月

請求期間①から⑦までについて、A社から賞与が現金で支払われていたが、私の厚生年金保険の記録では、その全部又は一部が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

当該賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し年金額に反映してほしい。

また、訂正の場合は、実際の賞与総支給額に見合う標準賞与額での訂正を希望する。

第3 判断の理由

1 請求期間②、④及び⑦について、事業主から提出された請求者の源泉徴収簿兼賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)により、請求者は請求期間②、④及び⑦において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②、④及び⑦に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる保険料控除額から、請求期間②は11万6,000円、請求期間④は11万8,000円、請求期間⑦は19万9,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、事業主から年金事務所に提出された請求期間②、④及び⑦に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、請求期間②は平成24年12月10日、請求期間④は平成26年8月15日、請求期間⑦は平成29年12月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて

は、事業主は、請求期間②、④及び⑦に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和2年10月26日年金事務所受付）し、保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②、④及び⑦に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②、④及び⑦に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①、③、⑤及び⑥について、事業主から提出された貸金台帳により、請求者は請求期間①、③、⑤及び⑥において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、前述の厚生年金特例法の規定に基づき、請求期間①、③、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、貸金台帳により確認できる保険料控除額から、請求期間①及び③は14万7,000円、請求期間⑤は24万円、請求期間⑥は14万2,000円とすることが妥当である。

さらに、賞与支払年月日については、事業主から年金事務所へ提出された請求期間①、③、⑤及び⑥に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）から、請求期間①は平成24年8月15日、請求期間③は平成25年12月15日、請求期間⑤は平成28年12月10日、請求期間⑥は平成29年8月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、③、⑤及び⑥に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和2年10月26日年金事務所受付）し、保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、③、⑤及び⑥に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、③、⑤及び⑥に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100010号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100013号

第1 結論

1 請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成26年8月15日、標準賞与額を11万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成26年12月10日、標準賞与額を11万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間②及び③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間④について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年12月10日、標準賞与額を11万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年8月10日、標準賞与額を11万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間④及び⑤の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間④及び⑤の標準賞与額に基づく保険料(訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成24年12月
② 平成26年8月
③ 平成26年12月
④ 平成27年12月
⑤ 平成29年8月

請求期間①から⑤までについて、A社から賞与が現金で支払われていたが、私の厚生年金保険の記録では、その全部又は一部が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。

当該賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し年金額に反映してほしい。

また、訂正の場合は、実際の賞与総支給額に見合う標準賞与額での訂正を希望する。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②及び③について、事業主から提出された請求者の源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は請求期間②及び③において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②及び③に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる保険料控除額から、請求期間②は11万8,000円、請求期間③は11万6,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、事業主から年金事務所に提出された請求期間②及び③に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、請求期間②は平成26年8月15日、請求期間③は平成26年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②及び③に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和2年10月26日年金事務所受付）し、保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②及び③に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間④及び⑤について、事業主から提出された貸金台帳により、請求者は請求期間④及び⑤において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、前述の厚生年金特例法の規定に基づき、請求期間④及び⑤に係る標準賞与額については、貸金台帳により確認できる保険料控除額から、請求期間④及び⑤は11万8,000円とすることが妥当である。

さらに、賞与支払年月日については、事業主から年金事務所に提出された請求期間④及び⑤に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）から、請求期間④は平成27年12月10日、請求期間⑤は平成29年8月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間④及び⑤に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和2年10月26日年金事務所受付）し、保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間④及び⑤に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間④及び⑤に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間①について、事業主から提出された貸金台帳により、平成24年12月に冬期賞与として3万円が支給されていることが確認できる。

しかしながら、貸金台帳によると保険料が控除されていない上、請求者に係る平成24年度支給の給与及び夏期と冬期の2回支払われた賞与に係る支給額の合計額並びに健康保険、厚生年金保険及び雇用保険料の控除額の総額は、B市から提出された平成25年分給与支払報告書（平成24年給与支払額）により確認できる支払金額及び社会保険料等の金額にそれぞれ一致することから、請求期間①に係る賞与から保険料が控除されていたことを確認できない。

また、請求者は、請求期間①に係る賞与明細書を所持していない上、A社における賞与の支払方法は現金手渡しであり、口座振込ではないことから、請求者に係る金融機関の通帳又は取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100011号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100014号

第1 結論

- 1 請求期間④について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年12月20日、標準賞与額を9万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間④の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間④の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成28年12月10日、標準賞与額を9万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年8月10日、標準賞与額を9万8,000円に訂正することが必要である

請求期間②及び③の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②及び③の標準賞与額に基づく保険料(訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和57年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成26年12月

② 平成28年12月

③ 平成29年8月

④ 平成29年12月

請求期間①から④までについて、A社から賞与が現金で支払われていたが、私の厚生年金保険の記録では、その全部又は一部が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。

当該賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し年金額に反映してほしい。

また、訂正の場合は、実際の賞与総支給額に見合う標準賞与額での訂正を希望する。

第3 判断の理由

- 1 請求期間④について、事業主から提出された請求者の源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は請求期間④において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間④に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、事業主から年金事務所に提出された請求期間④に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、平成29年12月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間④に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和2年10月26日年金事務所受付）し、保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間④に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②及び③について、事業主から提出された賃金台帳により、請求者は請求期間②及び③において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、前述の厚生年金特例法の規定に基づき、請求期間②及び③に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる保険料控除額から、請求期間②及び③は9万8,000円とすることが妥当である。

さらに、賞与支払年月日については、事業主から年金事務所に提出された請求期間②及び③に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）から、請求期間②は平成 28 年 12 月 10 日、請求期間③は平成 29 年 8 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②及び③に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和 2 年 10 月 26 日年金事務所受付）し、保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②及び③に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②及び③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間①について、事業主から提出された賃金台帳により、平成 26 年 12 月に冬期賞与として 3 万円が支給されていることが確認できる。

しかしながら、賃金台帳によると保険料が控除されていない上、請求者に係る平成 26 年度支給の給与及び冬期に支払われた賞与に係る支給額の合計額並びに健康保険、厚生年金保険及び雇用保険料の控除額の総額は、B 市から提出された平成 27 年分給与支払報告書（平成 26 年給与支払額）により確認できる支払金額及び社会保険料等の金額にそれぞれ一致することから、請求期間①に係る賞与から保険料が控除されていたことを確認できない。

また、請求者は、請求期間①に係る賞与明細書を所持していない上、A 社における賞与の支払方法は現金手渡しであり、口座振込ではないことから、請求者に係る金融機関の通帳又は取引記録等により賞与支給額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100012号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100015号

第1 結論

- 1 請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年12月20日、標準賞与額を9万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間③の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成28年12月10日、標準賞与額を12万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年8月10日、標準賞与額を9万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料(訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和46年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成28年12月

② 平成29年8月

③ 平成29年12月

請求期間①から③までについて、A社から賞与が現金で支払われていたが、私の厚生年金保険の記録では、その全部又は一部が保険給付の対象とならない記録

(厚生年金保険法第75条本文該当) となっている。

当該賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し年金額に反映してほしい。

また、訂正の場合は、実際の賞与総支給額に見合う標準賞与額での訂正を希望する。

第3 判断の理由

- 1 請求期間③について、事業主から提出された請求者の源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は請求期間③において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、事業主から年金事務所に提出された請求期間③に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、平成29年12月20日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間③に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和2年10月26日年金事務所受付）し、保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間③に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①及び②について、事業主から提出された賃金台帳により、請求者は請求期間①及び②において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、前述の厚生年金特例法の規定に基づき、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる保険料控除額から、請求期間①は12万6,000円、請求期間②は9万8,000円とすることが妥当である。

さらに、賞与支払年月日については、事業主から年金事務所に提出された請求期間①及び②に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）から、請求期間①は平成28年12月10日、請求期間②は平成29年8月10日と

することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和2年10月26日年金事務所受付）し、保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100013号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100016号

第1 結論

請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年8月10日、標準賞与額を11万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年8月

請求期間について、A社から賞与が現金で支払われていたが、私の厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

当該賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し年金額に反映してほしい。

また、訂正の場合は、実際の賞与総支給額に見合う標準賞与額での訂正を希望する。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者の源泉徴収簿兼賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)により、請求者は請求期間において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正

及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、貸金台帳により確認できる保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、事業主から年金事務所に提出された請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）から、平成29年8月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和2年10月26日年金事務所受付）し、保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100015号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100017号

第1 結論

- 1 請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成24年12月10日、標準賞与額を11万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成26年8月15日、標準賞与額を11万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成26年12月10日、標準賞与額を11万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間②から④までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成24年8月15日、標準賞与額を9万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年12月10日、標準賞与額を11万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑥について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年8月10日、標準賞与額を11万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間①、⑤及び⑥の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①、⑤及び⑥の標準賞与額に基づく保険料(訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成24年8月
② 平成24年12月
③ 平成26年8月
④ 平成26年12月
⑤ 平成27年12月
⑥ 平成29年8月

請求期間①から⑥までについて、A社から賞与が現金で支払われていたが、私の厚生年金保険の記録では、その全部又は一部が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。

当該賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し年金額に反映してほしい。

また、訂正の場合は、実際の賞与総支給額に見合う標準賞与額での訂正を希望する。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②から④までについて、事業主から提出された請求者の源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、請求者は請求期間②から④までにおいて事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②から④までに係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる保険料控除額から、請求期間②及び④は11万6,000円、請求期間③は11万8,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、事業主から年金事務所に提出された請求期間②から④までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届から、請求期間②は平成24年12月10日、請求期間③は平成26年8月15日、請求期間④は平成26年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から④までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和2年10月26日年金事務所受付）し、保険料については納付

していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間②から④までに係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②から④までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①、⑤及び⑥について、事業主から提出された貸金台帳により、請求者は請求期間①、⑤及び⑥において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、前述の厚生年金特例法の規定に基づき、請求期間①、⑤及び⑥に係る標準賞与額については、貸金台帳により確認できる保険料控除額から、請求期間①は9万8,000円、請求期間⑤及び⑥はそれぞれ11万8,000円とすることが妥当である。

さらに、賞与支払年月日については、事業主から年金事務所に提出された請求期間①、⑤及び⑥に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）から、請求期間①は平成24年8月15日、請求期間⑤は平成27年12月10日、請求期間⑥は平成29年8月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①、⑤及び⑥に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和2年10月26日年金事務所受付）し、保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①、⑤及び⑥に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①、⑤及び⑥に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100016号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100018号

第1 結論

1 請求期間①について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成17年7月15日、標準賞与額を19万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成19年12月14日、標準賞与額を18万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成20年7月15日、標準賞与額を19万円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成20年12月15日、標準賞与額を19万円に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成21年7月15日、標準賞与額を19万円に訂正することが必要である。

請求期間⑥について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成21年12月15日、標準賞与額を19万円に訂正することが必要である。

請求期間⑦について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成22年7月16日、標準賞与額を19万円に訂正することが必要である。

請求期間⑧について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成22年12月15日、標準賞与額を18万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑨について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成23年7月15日、標準賞与額を13万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑩について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成23年12月15日、標準賞与額を13万3,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑪について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成24年7月13日、標準賞与額を13万円に訂正することが必要である。

請求期間⑫について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成24年12月14日、標準賞与額を12万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑬について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成25年7月15日、標準賞与額を13万9,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑭について、請求者のA事業所における賞与支払年月日を平成25年12月15日、標準賞与額を16万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑭までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間①から⑭までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA事業所における標準賞与額について、請求期間②から⑦までは19万1,000円、請求期間⑧は18万7,000円、請求期間⑨から⑭までは13万9,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間②から⑭までの訂正後の標準賞与額（上記第1の1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年7月
② 平成19年12月
③ 平成20年7月
④ 平成20年12月
⑤ 平成21年7月
⑥ 平成21年12月
⑦ 平成22年7月
⑧ 平成22年12月
⑨ 平成23年7月
⑩ 平成23年12月
⑪ 平成24年7月
⑫ 平成24年12月
⑬ 平成25年7月
⑭ 平成25年12月

私は、請求期間①から⑭までにおいて、A事業所から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、国の記録では請求期間①から⑭までに係る賞与の記録が無いので、調査の上、請求期間①から⑭までに係る賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された給料支払明細書並びに事業主から提出された請求者に係る給料支払明細書(控)及び平成20年分から平成25年分の源泉徴収簿により、請求者は請求期間①から⑭までにおいて事業主から賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑭までに係る標準賞与額については、上記の給料支払明細書、給料支払明細書(控)及び源泉徴収簿により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、請求期間①は19万4,000円、請求期間②及び⑧は18万6,000円、請求期間③から⑦までは19万円、請求期間⑨は13万6,000円、請求期間⑩は13万3,000円、請求期間⑪は13万円、請求期間⑫は12万8,000円、請求期間⑬は13万9,000円、請求期間⑭は16万6,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、請求者から提出されたB銀行の総合貯蓄口座通帳及び同銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表(流動性)並びに事業主から提出された請求者に係る平成25年分の源泉徴収簿から、請求期間①は平成17年7月15日、請求期間②は平成19年12月14日、請求期間③は平成20年7月15日、請求期間④は同年12月15日、請求期間⑤は平成21年7月15日、請求期間⑥は同年12月15日、請求期間⑦は平成22年7月16日、請求期間⑧は同年12月15日、請求期間⑨は平成23年7月15日、請求期間⑩は同年12月15日、請求期間⑪は平成24年7月13日、請求期間⑫は同年12月14日、請求期間⑬は平成25年7月15日、請求期間⑭は同年12月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑭までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)に対し、提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無い

ことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②から⑫までについて、上記の給料支払明細書及び源泉徴収簿により、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

したがって、請求者の標準賞与額については、請求期間②から⑦までは19万1,000円、請求期間⑧は18万7,000円、請求期間⑨から⑫までは13万9,000円に訂正することが必要である。

なお、請求期間②から⑫までの訂正後の標準賞与額（上記第3の1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100005号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100019号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和41年4月20日から同年9月20日まで

私は、B市(現在は、C市)に所在したD社又はE社若しくはF社(以下「請求対象事業所」という。)において、バスで県内各地に移動し、各家庭を訪問してGという商品を販売する営業担当として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が勤務したとするB市に所在した請求対象事業所は、オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、H地方法務局は、同市に請求対象事業所の登記は見当たらない旨回答している。

一方、事業所記号払出簿により厚生年金保険の適用事業所として確認できるA社は、オンライン記録によるとB市に所在していたことが確認できることから、同社において請求期間に厚生年金保険の被保険者で所在が確認できる者に対して文書照会(以下「同僚照会」という。)を行ったところ、回答のあった複数の者は、同社において請求者の陳述する業務が行われ、請求期間当時、B市近辺において同社以外に名称にGを使用した事業所は存在しない旨回答している。

これらのことから、請求者が請求期間に勤務した事業所は、A社であったと認められる上、勤務期間は特定できないものの、請求者は、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、同僚照会に回答のあった複数の者は、請求者がA社に勤務してい

たかどろかは分らない旨回答していることから、同社における請求者の具体的な勤務内容について確認することができない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は昭和54年12月3日に解散しており照会することができない上、同社の閉鎖登記簿謄本及び閉鎖した役員欄の謄本で確認できる代表取締役を含む役員のうち所在が確認できる1人に文書照会を行ったところ、「あて所に尋ねあたりません」と返戻されたことから、同社における請求者の勤務実態、厚生年金保険の届出、厚生年金保険料の納付及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、事業所記号払出簿によると、A社は、昭和41年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となり、昭和50年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間のうち昭和41年4月20日から同年5月31日までの期間において同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。また、同社の閉鎖登記簿謄本によると、同社は、厚生年金保険の適用事業所となった日より前の昭和41年3月22日に設立していることが確認できるものの、同社における同日から同年5月31日までの期間の従業員数について、前述のとおり、同社に照会することができず、同社の役員からも回答を得ることができないことから、同社が当該期間において厚生年金保険の適用事業所となる要件を満たしていたことを確認することができない。

加えて、請求者は、自身の氏名の読み方について、違う読み方で読まれることがあった旨陳述していることから、オンラインシステムにより正しい読み方のほか違う読み方で氏名検索を行ったものの、請求者に係る請求期間の厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年6月1日から同年11月1日までの期間に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、当該被保険者原票の整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100014号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100020号

第1 結論

請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年8月10日、標準賞与額を11万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年8月

請求期間について、A社から賞与が現金で支払われていたが、私の厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。

当該賞与から保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し年金額に反映してほしい。

また、訂正の場合は、実際の賞与総支給額に見合う標準賞与額での訂正を希望する。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者の源泉徴収簿兼賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)及び請求者から提出された賞与明細書により、請求者は請求期間において事業主から賞与を支給され、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、貸金台帳及び賞与明細書により確認できる保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、事業主から年金事務所に提出された請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）から、平成29年8月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（訂正）を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対して提出（令和2年10月26日年金事務所受付）し、保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。